

# 私も大切、みんなも大切



人権教育では、児童生徒一人ひとりが、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるようになることを目標の一つにしています。県教育委員会では、平成26年3月に「岩手県人権教育基本方針」を定め、「学校教育指導指針」における学校教育の重点として「人権教育の充実」を位置付け、「豊かな心の育成」に取り組んでいます。本リーフレットは、各学校が人権教育を推進する際の参考となるよう毎年度作成しており、今年度は、令和6・7年度文部科学省「人権教育研究推進事業」研究指定校である野田村立野田中学校の研究実践の内容を中心に紹介します。

令和8年2月

岩手県教育委員会

# 野田村立野田中学校の研究実践

## 【テーマ】 自他の大切さを認め、行動できる生徒の育成

～「協力的・参加的・体験的な学習」を通して～

【ねらい】 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するために

- (1) 互いを認め合い、自己有用感や自尊感情を高める
- (2) 人権や人権擁護に関する知的理解を促し、人権感覚を醸成する
- (3) 他者を自分同様にかけがえのない存在として受け入れる

【仮説】 岩手県学校教育指導指針「人権教育の充実」を意図的・計画的に全教育活動に位置付け、日々の授業や特別活動等で人権を意識した協力的・参加的・体験的な学習を実践することで、自他の大切さを認め、人権を意識した行動ができる生徒を育成できるであろう。

**人権感覚**は、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちと共に学習活動に**参加**し、**協力的**に活動し、**体験**することを通してはじめて身に付くと言える。

(人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より)

**全校で確認** 野田中学校：人権とは…人が人として、自由に考え、行動し、幸せに暮らす権利

【実施方法】 計画的・組織的なカリキュラム・マネジメントの推進：既存の活動・取組の活用

ア 人権を意識した教育活動の実施

- 主体的・対話的で深い学びの授業実践
- カウンセリングマインドによる生徒指導
- 人権尊重の視点に立った校内・教室環境づくり
- よりよい人間関係を目指す生徒会活動

イ 人権が尊重される協力的・参加的・体験的な学習

- 創作太鼓による自ら考え、協働的に表現する活動：復興教育
- 「知る」「発信する」「創る」地域学習：総合的な学習の時間
- 職場体験、講演会：キャリア教育
- 岩手日報記者によるコミュニケーション講座
- 自尊感情を高めるこころのサポート授業
- 「人権感覚育成プログラム」を活用した授業参観

ウ 人権課題に係る講演会・授業

- 講演会 ・「基本的人権」：弁護士 ・「アイヌの人々」：アイヌ文化活動アドバイザー
- ・「性的指向・性自認」：三味線奏者 ・「情報モラル」：①警察、②医師
- ・「自尊感情」：県男女共同参画センター ・教職員研修：弁護士
- 授業 ・「北朝鮮当局による拉致問題等」：社会科・全学年 ・「同和問題」：社会科：3年生

エ 人権を意識した地域連携の実践 オ 全国人権作文コンテストへの応募

カ 拉致問題に関する中学生サミットへの代表生徒の派遣

既存の活動や取組を活かし、人権の視点を位置付ける ➡ 持続可能な取組に！

【評価】「人権感覚育成のための9つの視点（埼玉県教育委員会作成）」における変容により確認

- |               |         |             |
|---------------|---------|-------------|
| 1 人間の尊厳・価値の尊重 | 2 生命尊重  | 3 自己尊重の感情   |
| 4 共感と連帯感      | 5 公平・公正 | 6 多様性の尊重・共生 |
| 7 コミュニケーション能力 | 8 権利と責任 | 9 参加・参画     |

令和6・7年度 人権教育の実際 \*既存の取組・活動

○学習・授業（協力的・参加的・体験的な学習） □生徒会活動 ☆講演会（知的理解） ※教師の意識向上

月	令和6年度 重点「知的理解」	令和7年度 重点「協力・参加・体験」	通年
4月	※学校経営計画の確認 ○情報モラル学習会〔講師：警察官〕 □生徒総会（いじめ・情報モラルに係る取組の提案）	※学校経営計画の確認 ○情報モラル学習会〔講師：警察官〕 ○人権学習オリエンテーション〔人権教育担当〕 ※第1回意識調査〔対象：全校生徒〕 □生徒総会（野田中人権宣言に係る取組の提案）	人権を意識した授業・生徒指導 人権尊重の視点に立った校内環境づくり 人づくりを柱とした復興教育・野田中創作太鼓
5月	○人権学習オリエンテーション〔人権教育担当〕 ※第1回意識調査〔対象：全校生徒〕 ※人権教育推進研修受講〔人権教育担当〕	○北朝鮮当局による拉致問題等を学ぶ授業 〔社会：全校〕 □全校朝会フリートーク	
6月	○孫世代のための認知症講座〔講師：医師〕 ※カウンセリング週間 ☆犯罪被害者等〔講師：交通事故被害者遺族〕	※人権教育推進研修受講〔研究主任〕 ○孫世代のための認知症講座〔講師：医師〕 □人権宣言個人宣言づくり ※カウンセリング週間 ☆基本的人権〔講師：弁護士〕	
7月	□けやきの取組① *互いのよさを見つけあい、葉っぱに書いて 掲示する取組。場面（例：文化祭活動）を 指定する場合もあった。	□人権宣言学級宣言づくり、全校レク ☆コミュニケーション講座〔講師：新聞記者〕 ※校内研修会〔基本的人権・講師：弁護士〕 教師の人権感覚チェックシート	
8月	○野田まつりでの創作太鼓発表 ☆基本的人権〔講師：弁護士〕 ○自尊感情を高める講話〔講師：スクールカウンセラー〕	○野田まつりでの創作太鼓発表 □拉致問題に関する中学生サミット〔生徒参加〕 ○自尊感情を高める心のサポート授業〔担任〕	
9月	※授業参観〔人権感覚育成プログラム実践〕 ○思春期講演会〔講師：助産師〕 ※先進校視察研修〔人権教育担当：大阪〕 □けやきの取組②	※授業参観〔人権感覚育成プログラム実践〕 ○ネット・ゲーム依存講演会〔講師：医師〕 ○思春期講演会〔講師：県男女共同参画センター〕 ○野田村敬老会での野田中ソーラン発表 ☆性的指向・性自認〔講師：三味線奏者〕	
10月	☆アイヌの人々〔講師：アイヌ文化活動アドバイザー〕 □野田中学校人権宣言づくり □能登半島豪雨支援募金活動 ○野田村文化祭での合唱発表	□全校朝会フリートーク ○野田村文化祭での合唱発表 ☆アイヌの人々〔講師：アイヌ文化活動アドバイザー〕	
11月	☆日本に住む外国人〔講師：県国際交流協会〕 ○保育実習〔家庭：3年〕 ○障がい者地域活動支援センターとの交流 ○こころの授業〔講師：養護教諭〕 □生徒総会（野田中学校人権宣言採択） ※カウンセリング週間	○保育実習〔家庭科：3年〕 ○障がい者地域活動支援センターとの交流 ○こころの授業〔講師：養護教諭〕 □生徒総会（野田中学校人権宣言に係る取組の総括） ※カウンセリング週間 ※校内研修会〔人権研修伝講：研究主任・人権教育担当〕	
12月	※第2回意識調査〔対象：全校生徒〕 ※校内研修会〔基本的人権・講師：弁護士〕	※第2回意識調査〔対象：全校生徒〕	
1月	※職員会議 調査結果・変容の確認 次年度の方向性の共有	※職員会議 調査結果・変容の確認 次年度の方向性の共有	

## 「人権に関する知的理解」

～他者を受け入れる意識の醸成～

R 6：「犯罪被害者等」「基本的人権」「アイヌの人々」「日本に住む外国人」

R 7：「基本的人権」「コミュニケーション講座」「性的指向・性自認」「アイヌの人々」

□固定観念にとらわれた言葉・反応が当事者の方々を苦しめる原因となり、その人が自分らしく幸せに生活できなくなるということが分かりました。みんなが幸せに暮らすためにLGBTについて理解し、もし打ち明けられたら否定せず、前向きにとらえ、ありのままの自分で生きるために、相手意識をもって行動していきたいです。(性自認：生徒振り返り)

□アイヌ＝人間ということや、アイヌは命を敬い大切に生活していることを知りました。また、差別が生まれる理由や、差別が別の差別を引き起こすことをなど、たくさんのことを学びました。みんな違ってみんな良いという考え方を忘れず、他の文化に興味をもって視野を広げていきたいし、命に感謝していきたいです。(アイヌ：生徒振り返り)



基本的人権



アイヌの人々



性自認

昨年度同様、【意識調査（事前）⇒事前学習⇒講演会⇒振り返り】という流れで学習を進めた。事前学習の適切な実施により、生徒に新たな問いが生まれ、講演会での質問内容に深まりが見られた。また、丁寧な振り返りにより、生徒の学びが整理され、日常に活かそうとする意識が高まった。その結果、講演会前後で自己評価の値が大きく向上することとなり、知的理解の深まりにつながった。

## 「協力的・参加的・体験的な学習」～自己有用感の向上・人権感覚の育成～

- 情報モラル学習会（インターネット） □生徒総会（子供） □孫世代のための認知症講座（高齢者）
- 自尊感情を高める講話（自己有用感） □野田中創作太鼓・野田まつり参加（自己有用感）
- こころのサポート授業（自己有用感） □思春期講演会（女性） □授業参観（自己有用感）
- 野田村敬老会（高齢者） □生徒会活動・野田中人権宣言（子供） □保育実習（子供）
- 障害者地域活動支援センターとの交流（障がい者） □こころの授業（自己有用感） など

□今年の人権学習を通して、現在や過去に起きた差別についての理解を深めることができました。差別は自分に関係ないことではなく気づかないうちにしているかもしれないと考えようになりました。そして、多様な考えや意見、文化の違いを尊重し受け入れていくことがとても大切だと感じました。また、人権の意味を理解して講演を聞いた後、自分の考え方や行動が変わったと感じました。社会に出て様々な人との出会いがあると思うので、人権学習の学びを活かし差別を少しでも減らすために今の自分に何ができるのかを考え、行動していきたいです。(事後：生徒振り返り)



協力的



参加的



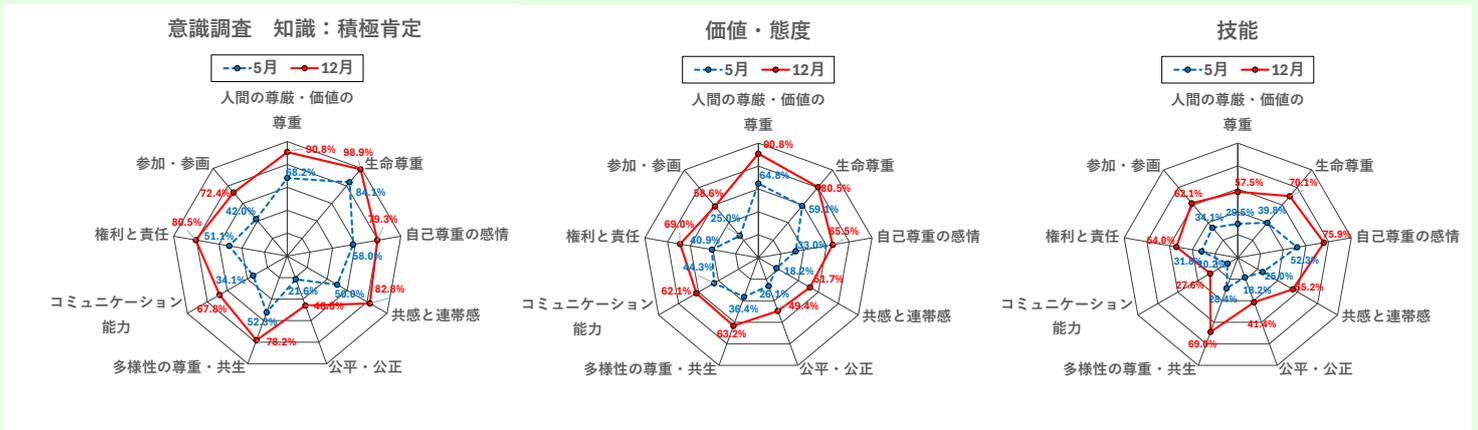
体験的

生徒会活動を中心に、昨年度までの活動や取組を活かすことで、無理なく効果的に「協力的・参加的・体験的な学習」を展開することができた。自分を見つめたり、仲間と関わったりする学習を通して、自分や仲間のよさ・存在を認め合う生徒が増え、自己有用感や人権感覚の高まりが見られた。また、学校生活の中で思いやりや相手意識をもち、人権を意識した行動ができる生徒が増えた。

# 成果と課題

「令和7年度人権に関する意識調査」より [4月：88人、12月：87人]

## 【生徒の変容】 人権感覚育成のための9つの視点（積極肯定：「そう思う」の割合）



## 【知的理解の深化】 講演会ごとの生徒の変容に関する調査（肯定的回答の割合）

実施月	質問項目	実施前	実施後	変化
6月	わたしは基本的人権（いじめと人権）について理解しています。	78.8%	96.3%	↑17.5
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思います。	97.5%	98.8%	↑1.3
7月	わたしは報道と人権について理解しています。	43.8%	95.1%	↑51.3
	自分の考えをわかりやすく人に伝えることができます。	55.0%	76.5%	↑21.5
9月	わたしは自分らしさや多様な性のあり方について理解しています。	45.7%	100%	↑54.3
	わたしはありのままの自分を大切な存在として受け止めようとしています。	90.1%	97.6%	↑7.5
10月	わたしはアイヌの人々とその人権について理解しています。	43.6%	97.6%	↑54.0

## 【成果】

調査結果による生徒の変容を見ると、「人権感覚育成のための9つの視点」の全ての観点・項目において向上が見られた。また、講演会ごとの調査においても、生徒の理解や意識に向上が見られ、知的理解の深まりや人権感覚の育成が図られたことがわかる。これは、教育課程の編成を工夫し「協力的・参加的・体験的な学習」を柱として教育活動全体で人権教育を推進したこと、積極的に講演会等を実施し生徒・職員の知的理解を促したこと、研修や実践を通して人権について学んだ教職員が意図的に人権を意識した言葉がけや働きかけを行ったことで、生徒の自己有用感と人権感覚が高まり、学校全体に人権意識が浸透していった成果と考える。

したがって、岩手県学校教育指導指針「人権教育の充実」を意図的・計画的に全教育活動に位置付け、日々の授業や特別活動等で人権を意識した協力的・参加的・体験的な学習を実践することで、自他の大切さを認め、人権を意識した行動ができる生徒を育成できたと言える。

## 【課題】

観点においては、「知識」と比較して「価値・態度」・「技能」、項目では「公平・公正」・「コミュニケーション能力」が低いことがわかった。次年度以降も、生徒会活動を中心に人権宣言の継続、対話活動、いじめ防止やきずなづくり等の取組を展開することで上記の改善に努め、持続可能な取組を意識して、「自他の大切さを認め、行動できる生徒」の育成を図りたい。

### 取組で得た人権教育推進のキーワード

「既存の活動・取組を活かす」 「人権の視点を位置づける」 「やりながらでOK (OJT)」  
 「自分の幸せ、みんなの幸せ (ウェルビーイング)」 「人づくり」 「持続可能な取組に」  
 「多様性」 「自分事」 「相手意識」 「考え続ける」 「みんなでやる」

## 人権教育

児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

### 1 「子どもの権利」の理解

○全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。（「こども基本法」第三条一）

### 2 人権が尊重される学校づくり

○学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。  
○教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。

### 3 人権が尊重される学習活動(授業)づくり

○児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接する。  
○児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組む。

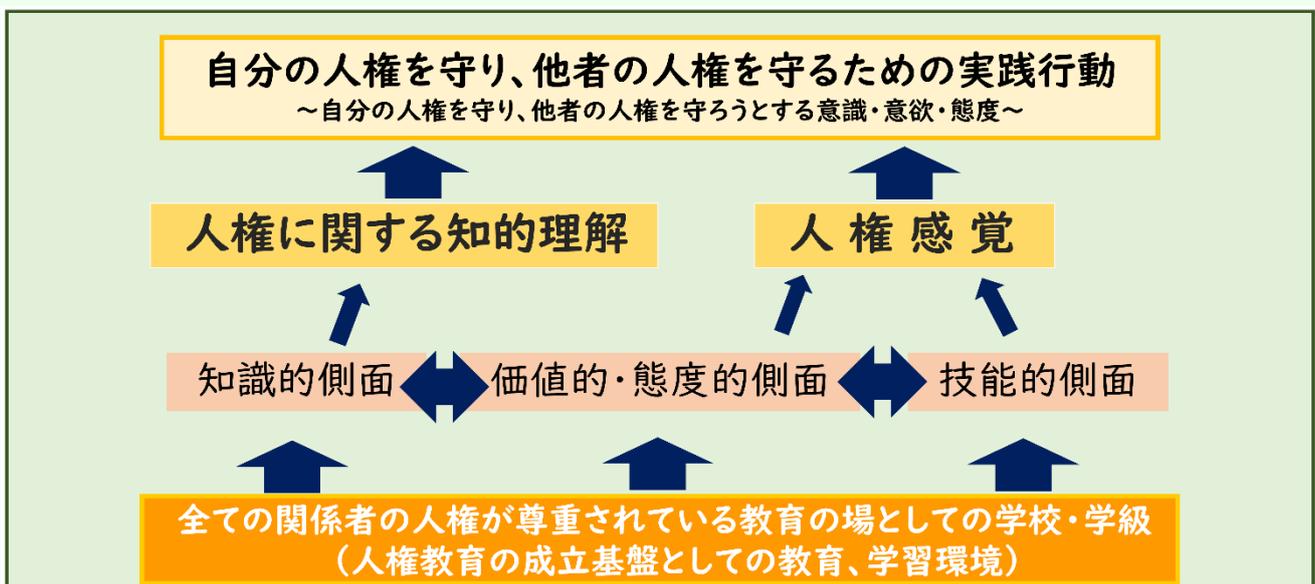
※ 詳細は令和7年度学校教育指導指針を参照

## Q1 人権教育を推進する上で大切にしなければいけないことを教えてください。

A 私たち教職員が、児童生徒一人一人を人権【基本的人権+子どもの権利（子どもならではの権利）】をもつ主体であることを理解、尊重することが大前提です。その上で、児童生徒の人権を尊重する意識や人権感覚に、**教職員の人権感覚**とそこから生まれる**日常的な言動**、教職員同士、教職員と児童生徒等の人間関係が大きな影響を与えていることを自覚することが不可欠です。また、「**みんなと同じことができる**」、「**言われたことを言われたとおり**にできる」ことを**過度に要求**していないか、という視点から、**自身の考え方や言動を振り返り、改善を図る**ことが求められます。

## Q2 学校教育における人権教育の目標、人権教育を通じて育てたい資質・能力は何か教えてください。

A 学校教育における人権教育の目標は、児童生徒が、発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解（**人権に関する知的理解**）すること、また、自分の大切さとともに他者の大切さを認めること（**人権感覚**）、それが具体的な態度や行動に表れるようにすることです。  
人権教育を通じて育てたい資質・能力は、次のように表されます。



### Q3 「子どもの権利(条約)」について教えてください。

A 子どもの権利は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の考え方に基づきます。条約は「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの原則から成り立っています。令和4年12月に公表された生徒指導提要（改訂）では、「児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育」を行うこと、「児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが大切」であること等が明記され、子どもの権利条約に対する国内法として位置付けられる「こども基本法」は、令和5年4月に施行されました。児童生徒が自分の意見を自由に表現できる環境を整えること、日々の授業や学級活動を通じて、自分たちで意見を出し合い、話し合う機会を設けることを通じて、子どもの「意見表明権」と呼ばれる「参加する権利」を保障すること等が、学校に求められています。

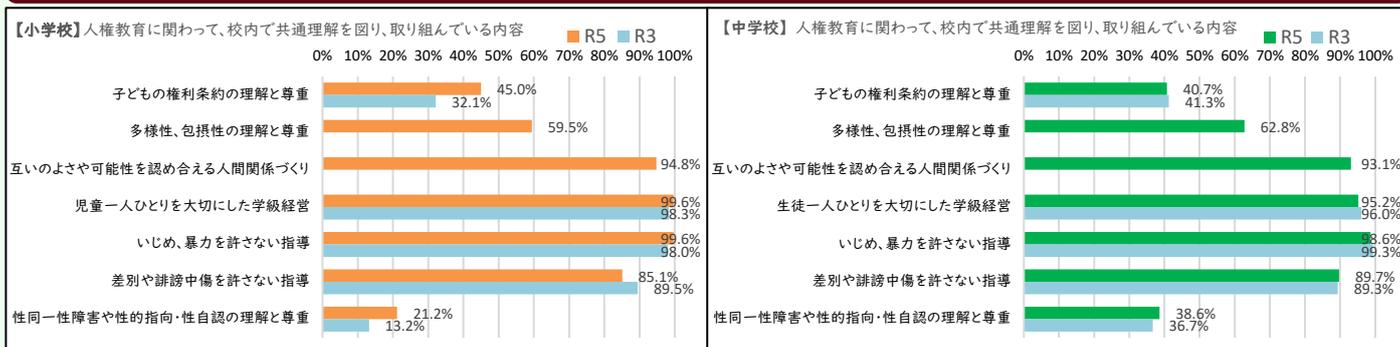
### Q4 「多様性と包摂性」の視点から、学校で配慮が必要なことを教えてください。

A 誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際社会共通の目標が、「SDGs」です。性別や年齢、人種などの属性、価値観などの思考はそれぞれ異なり、多様であること（＝多様性）、それを相互に認識し、誰一人として排除されない（＝包摂性）ために、ジェンダー（社会的・文化的につくられた男らしさや女らしさ）を押し付けていないか、性自認や性的指向に係る性的マイノリティについて理解を深める時間が担保されているか等の確認が必要です。偏見を持たれたり差別されたりしがちなマイノリティ（＝社会的少数者）を尊重しようとする学校や教職員の姿勢や態度が、児童生徒の人権を尊重する意識や人権感覚に反映される、という自覚が肝要です。

### Q5 実際に、どのように人権教育を推進したらよいか教えてください。

A 児童生徒の人権に関する知的理解を促すこと、人権感覚を養うことを通じて、自分の人権を守り、他人の人権を守ろうとする実践的態度や行動力を育むのが人権教育であることを念頭に置いた上で、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を手引きに、教育活動全体を通じて人権教育を推進してください。また、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害など、法務省が定める「個別的人権課題」への対応も求められます。研究指定校の実践や「〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」等を参考にしてください。

### Q6 人権教育推進上の課題について教えてください。



A 人権教育は、各学校において、教育活動全体を通じて推進されています。しかし、上記の県教育課程編成・実施状況調査結果から、「子どもの権利条約」、「多様性、包摂性」、「性同一性障害や性的指向・性自認」を理解、尊重することについて、校内での共通理解や取組が十分でないことを認識している学校が多いことが明らかになっています。

今後は一層、「多様性、包摂性」の理解、尊重をはじめ、「法の下での平等」、「個人の人権」といった人権教育一般の普遍的な視点のアプローチから、人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくりを推進する必要があります。ただし、「子ども（の権利条約）」や「性同一性障害や性的指向・性自認」は、Q5で触れた「個別的人権課題」に含まれます。前述のアプローチに加え、具体的な人権課題に即した個別的人権視点からのアプローチを行い、児童生徒の「自分や他者を守るために気付き行動できる力が育まれる」ことを教職員が理解した上で、人権教育を推進することが求められます。

## Q7 性的指向に関わる、性を構成する要素について教えてください。

A 性を構成する要素は次の4つが挙げられますが、いずれも男女に二分されるものではなく、**感じ方は一人一人異なり、性の在り方（セクシュアリティ）は多様**です。ジェンダー（社会的・文化的に作られた男らしさや女らしさ）を押し付けていないかどうかの配慮も必要です。

① からだの性（生物学的性） （Sexual Characteristics）	出生時の身体的特徴。
② こころの性（性自認） （Gender Identity）	自分の性別をどう感じているのか。
③ 好きになる性（性的指向） （Sexual Orientation）	自分にとって恋愛や性愛の対象となる性は何か。
④ 表現する性（性表現） （Gender Expression）	上記①～③に関わらず、言葉づかい、服装、仕草などで自分がどのように性別を表現したいか。

## Q8 「SOGI（ソジ）」とは何か、教えてください。

A 「SOGI」とは、**性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、全ての性を表す表現**として使われています。性的指向に関するレズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）と、性自認に関するトランスジェンダー（Transgender：出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認の人）の頭文字をとって作られた「LGBT」は、日本では性的マイノリティの総称の1つとしてよく使われますが、国際的には、誰もが固有に持つアイデンティティであるという考え方の基に、「SOGI」という言葉が主に使われています。



性の在り方を表す言葉は、他にも様々あります。平成28年4月に文部科学省から発行された周知資料等を参考に、偏見や決め付けではなく、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

### 性自認や性的指向等に関する相談窓口

名称・連絡先	概要
○岩手県男女共同参画センターLGBT相談 【電話相談】019-601-6891 (毎週火曜日・金曜日 16:00~20:00) 【インターネット相談】 <a href="https://www.aiina.jp/">https://www.aiina.jp/</a>	・性的指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接や電話で受け付けています。家族等の支援者も対象です。 ・相談内容に応じて、LGBTに対応している県内医療機関の情報を提供することも可能です。
○もりおか女性センターLGBT相談 【電話相談】019-604-3304(要予約) ※月・火・金曜日 10:00~17:00 水・木曜日 10:00~20:00	・性別の違和感、性的指向や性自認に関する他の、アウティング、カミングアウトでお困りの方のための相談です。 ・家族・友人・同僚・知人・先生など、ご本人以外の方からのご相談も受け付けています。 ※詳細はホームページをご確認ください。
○法務省人権相談	◆みんなの人権 110番(0570-003-110) ◆こどもの人権 110番(0120-007-110)
○よりそいホットライン 【電話相談】012-279-226	・音声ダイヤルが流れます。相談したいことを選んでください。 ・「4番」が性別や同性愛に関する相談です。

### 【主な参考文献】

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」	(平成20年2月 文部科学省)
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」	(平成28年4月 文部科学省)
「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」	(令和3年3月 文部科学省)
「令和6年度 人権教育啓発リーフレット」	(令和7年2月 岩手県教育委員会)
「令和7年度 学校教育指導指針」	(令和7年3月 岩手県教育委員会)
「人権教育を取り巻く国の動向等について」	(令和7年10月 文部科学省)